



# 栃木県公報

平成23年  
9月30日(金)  
第2313号

## 目次

### 告示

- 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等  
の一部改正…………… 747
- 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等の一部改正…… 747
- 悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び悪臭物質の規制基準の一部改正…………… 747
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正…………… 747
- 土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正…………… 748
- 同…………… 748
- 土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正…………… 748
- 同…………… 748

選挙管理委員会

- 栃木県選挙管理委員会規程の一部改正…………… 748

## 告示

### 栃木県告示第四百九十六号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等（昭和四十七年栃木県告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

一の項第一号中「、西方町」を削る。

### 栃木県告示第四百九十七号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定等（昭和五十二年栃木県告示第七百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

一の項第一号中「、西方町」を削る。

### 栃木県告示第四百九十八号

悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び悪臭物質の規制基準（平成三年栃木県告示第五百八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

一の項第一号中「別図二」の下に「、別図十六」を加え、同項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げる。

別図十六中「西方町」を「栃木市」に改める。

(環境保全課)

### 栃木県告示第四百九十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成七年栃木県告示第五百四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

「土木部砂防課」を「県土整備部砂防水資源課」に、「栃木県鹿沼土木事務所」を「栃木県栃木土木事務所」に、「西方町役場」を「栃木市役所」に改め、一の表中「西方町」を「栃木市」に、「真名子」を「西方町真名子」に改める。

**栃木県告示第五百号**

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成十八年栃木県告示第七百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

「土木部砂防課」を「県土整備部砂防水資源課」に、「栃木県鹿沼土木事務所」を「栃木県栃木土木事務所」に、「西方町役場」を「栃木市役所」に改め、表中「西方町」を「栃木市西方町」に改める。

**栃木県告示第五百一号**

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年栃木県告示第二百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

「栃木県鹿沼土木事務所」を「栃木県栃木土木事務所」に、「西方町役場」を「栃木市役所」に改め、表中「西方町大字真名子」を「栃木市西方町真名子」に、「西方町大字元」を「栃木市西方町元」に改める。

**栃木県告示第五百二号**

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成十八年栃木県告示第七百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

「土木部砂防課」を「県土整備部砂防水資源課」に、「栃木県鹿沼土木事務所」を「栃木県栃木土木事務所」に、「西方町役場」を「栃木市役所」に改め、表中「西方町」を「栃木市西方町」に改める。

**栃木県告示第五百三号**

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年栃木県告示第二百二十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

「栃木県鹿沼土木事務所」を「栃木県栃木土木事務所」に、「西方町役場」を「栃木市役所」に改め、表中「西方町大字真名子」を「栃木市西方町真名子」に、「西方町大字元」を「栃木市西方町元」に改める。

（砂防水資源課）

**選挙管理委員会**

**栃木県選挙管理委員会告示第六十五号**

栃木県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

栃木県選挙管理委員会委員長 岩崎 修

栃木県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

栃木県選挙管理委員会規程（昭和二十三年栃木県選挙管理委員会告示第八十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項の表上都賀分室の項中「上都賀郡西方町」を削り、同条第三項の表栃木分室の項中「栃木市」の下に「（旧西方町の区域を除く。）」を加え、同表鹿沼分室の項中「上都賀郡西方町」を「栃木市（旧西方町の区域に限る。）」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の管轄区域の欄に掲げる旧西方町の区域は、平成二十三年九月三十日における西方町の区域とする。

附 則

この規程は、平成二十三年十月一日から施行する。